

# 長崎県立大学外国人留学生に関する規程

平成20年4月1日  
規程第75号

改正 平成27年3月3日規程第55号  
改正 平成27年6月2日規程第77号  
改正 令和2年2月4日規程第14号

## (趣旨)

第1条 この規程は、長崎県立大学学則（平成20年規則第1号。以下「学則」という。）第58条及び長崎県立大学大学院学則（平成20年規則第2号。以下「大学院学則」という。）第46条の規定に基づく外国人留学生に関し必要な事項を定めるものとする。

## (区分)

第2条 外国人留学生の区分は、次のとおりとする。

- (1) 一般学生
- (2) 聴講生
- (3) 科目等履修生
- (4) 研究生
- (5) 特別聴講学生

## (入学資格)

第3条 外国人留学生として入学することができる者は、日本の国籍を有しない者で外国において学校教育における12年の課程を修了した者若しくはこれに準ずる者、かつ次表に該当する者とする。

区分		入学資格	
学部	一般学生 聴講生 科目等履修生	外国において、学校教育における12年の課程を修了した者若しくはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定する者又はこれと同等以上の学力があると認められる者	
	研究生	学士の学位を有する者又は外国において、学校教育における16年の課程を修了した者若しくはこれと同等以上の学力があると認められる者	
	特別聴講学生	長崎県立大学（以下「本学」という。）との協議に基づき、単位互換が認められた外国の大学又は短期大学に在学する者	
研究科	一般学生 聴講生 科目等履修生	大学院学則第12条に規定する入学資格がある者	
	研究生	地域創生研究科	修士の学位を有する者又はこれと同等以上の学力があると認められる者
		人間健康科学研究科 （博士後期課程）	大学院学則第12条に規定する入学資格がある者
特別聴講学生	本学大学院との協議に基づき、単位互換が認められた外国の大学院等に在学する者		

(入学時期)

第4条 外国人留学生の入学時期は、第2条各号の区分ごとに定める時期とする。

(入学志願手続)

第5条 外国人留学生として入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）のうち、学部及び研究科の一般学生を志願する者以外の入学志願者は、次に掲げる書類を所定の期日までに学長に提出しなければならない。

- (1) 外国人留学生入学願書
  - (2) 最終学歴校の学業成績及び卒業（修了）証明書
  - (3) 在留資格を証明するもの（現に日本国に在住していない者は、旅券及び査証の写し）
  - (4) 健康診断書
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、学長が必要と認める書類
- 2 入学志願者のうち、学部及び研究科の一般学生を志願する者にあつては、前項第1号の入学願書に関連する各種書類（学生募集要項に記載）のほか、前項第4号を除く各号の書類を所定の期日までに学長に提出しなければならない。
- 3 入学志願者のうち一般学生又は研究生を志願する者は、検定料を納入しなければならない。

一部改正 [平成27年規程第77号]

(選考)

第6条 入学志願者に対しては、学長が選考を行う。

一部改正 [平成27年規程第55号]

(入学手続及び入学許可)

第7条 前条の選考結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに別に定める書類を提出するとともに、聴講生、科目等履修生及び特別聴講学生を除き入学料を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項に規定する入学手続を完了した者に対して、入学を許可する。

(日本語科目及び日本事情に関する科目の設置)

第8条 外国人留学生が入学した場合においては、日本語科目又は日本事情に関する科目（以下「日本語科目等」という。）を、当該外国人留学生が入学した学部置くことができる。

- 2 前項の日本語科目等を履修した外国人留学生のうち、一般学生、科目等履修生及び特別聴講学生については、それぞれ本学における所定の単位を与えることができる。

(単位の認定)

第9条 外国人留学生が本学所定の課程を履修し、又は所定の単位を修得したときは、学長は、卒業証書、修了証書又は単位修得証明書を授与する。

一部改正 [平成27年規程第55号]

(授業料等)

第10条 外国人留学生は、所定の期日までにその区分に応じて授業料等を納付しなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、履修に要する特別の費用は、外国人留学生の負担とする。

(国費外国人留学生)

第11条 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年文部大臣裁定）に基づく外国人留学生については、第5条第3項、第7条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、検定料、入学料、授業料等は徴収しないものとする。

(準用)

第12条 この規程に定めるもののほか、学則、大学院学則、長崎県立大学聴講生規程（平成20年規程第58号）、長崎県立大学科目等履修生規程（平成20年規程第59号）、長崎県立大学特別聴講学生規程（平成20年規程第60号）及び長崎県立大学研究生規程（平成20年規程第61号）は、外国人留学生に準用する。

(許可の取消し)

第13条 外国人留学生が、学則、大学院学則若しくは諸規程に違反したとき、又は疾病その他の事由により履修する見込みがなくなったときは、学長は、その許可を取り消すことができる。

一部改正 [平成27年規程第55号]

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月3日規程第55号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月2日規程第77号）

この規程は、平成27年6月2日から施行する。

附 則（令和2年2月4日規程第14号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。